



2024年9月26日

各位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 毅
(コード番号：6731 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営管理本部 本部長 岩井 亨
(TEL. 050-1780-3296)

**第三者割当による第20回新株予約権の発行及び新株予約権の買取契約の締結、
無担保社債（私募債）の発行、並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

I. 第三者割当による第20回新株予約権の発行

当社は、2024年9月26日付の当社取締役会決議において、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第20回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を割当予定先との間で締結すること並びに第10回無担保社債（私募債）（以下「第10回社債」といいます。）及び第11回無担保社債（私募債）（以下「第11回社債」といい、第10回社債と個別に又は総称して「本社債」といいます。）の発行を行うことを決定しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結並びに本社債の発行を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達並びに本社債の発行による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

当社は現在、継続的に損失を計上しており、財務状況が極めてひっ迫しているため、当面の運転資金の確保及び財務体質の立て直しが至急必要な状況となっております。2023年12月29日に第18回新株予約権及び第19回新株予約権の第三者割当による資金調達を実施しました。第19回新株予約権については、市場での速やかな売却が可能である普通株式に転換できないB種種類株式を目的とするものであり、かつ、今後当社に喫緊の資金需要が生じた際に、追加的に資金を調達することを可能とするものであることから、本日現在において、行使されておらず、直近での行使の見込みもない旨割当予定先から伺っている一方で、第18回新株予約権については行使を完了し、収益構造を抜本的に改善し、事業の再構築をするための構造改革を実施し、売上規模に応じた企業規模に縮小をいたしました。しかしながら、世界的な半導体部品の提供不足、円安による原材料・物流コストの上場等により事業環境が日々悪化していく中で、新事業分野への進出や新製品開発への資金確保、売上拡大における生産仕入資金の必要資金を確保することが改めて必要となっております。この度、黒字化に向けた収益基盤の確立と財務基盤を安定させるために現時点において当社が必要とする資金を調達する必要があると判断し、本新株予約権の発行について、株主の皆様にお諮りすることを決議しました。

なお、本件は、2024年11月22日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行（本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されること、発行会社とその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就されない場合には、割当予定先がその裁量により同意しない限り本件は実施されません。本臨時株主総会において上

記議案のいずれかが承認されず本件が実施されない場合には、当社は代替の資金調達につき改めて検討いたします。

1. 募集の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 割 当 日 | 2024年11月25日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 750,000個（新株予約権1個につき普通株式100株） |
| (3) 発行 価 額 | 総額7,500円（新株予約権1個あたり0.01円） |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 普通株式75,000,000株 |
| (5) 資金調達額 | 1,493,222,500円 |
| (6) 行 使 価 額 | 1株あたり20円 |
| (7) 募集又は割当て方法 | 第三者割当による |
| (8) 割 当 予 定 先 | EVO FUND |
| (9) 権 利 行 使 期 間 | 2024年11月26日（当日を含みます。）から2025年11月25日（当日を含みます。）までとします。 |
| (10) そ の 他 | 本新株予約権の発行は、①本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認（特別決議）されること、②本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、①本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認（特別決議）されること（特定引受人との間の総数引受契約が承認されることを含みます。）、②本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結します。 |

2. 募集の目的及び理由

当社は、AV関連事業及び家電事業という2つの主要分野で事業を展開し、これまで多様な製品を市場に提供してまいりました。AV関連事業では、創業以来、TVチューナー周辺のソフトウェア開発を基盤にし、多岐にわたる製品を開発・販売してきました。一方、家電事業では、ジェネリック家電ブランド「A-Stage」と、体験価値を提案する「Re・De」の2つのブランドを中心に、消費者のニーズに応える製品を展開しています。

しかし、近年、TVチューナーの需要が減少していることを背景に当社の財務状況が悪化したことから、2023年1月18日付「構造改革の実施に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年3月にAV関連事業において構造改革を実施し、総人員の約66%を削減しました。この大幅なスリム化により、年間約6億円の経費削減を実現し、事業の効率化と収益性の向上を達成しました。

さらに、2023年11月29日付「構造改革の実施に関するお知らせ」及び「人員削減等の合理化に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2024年には追加の構造改革を実施し、さらなる効率化と収益改善を図りました。2024年8月14日付「構造改革の進捗状況に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、この改革では、グループ全体の人員をさらに約26%削減し、年間約129百万円の人件費を削減するとともに、東京オフィスの移転による年間約42百万円のコスト削減、また減資による租税公課の削減約50百万円、その他倉庫保管料や製品開発関連の報酬、株式管理料などの経費をゼロベースから見直しており、追加コスト削減を達成しました。この結果、この2回の構造改革により、年間約8.2億円のコスト削減を実現し、事業全体のコスト構造を最適化しました。

これらの構造改革を基盤に、当社は新たな成長の柱となる分野の開拓に着手しています。2023

年1月からはウェルネス及びヘルスケア関連の新製品開発に本格的に取り組んでおり、これまでの技術的な経験を活かし、革新的な製品とサービスを提供することで、新たな価値を創出することを目指しています。家電事業においては、「Re・De」ブランドのリブランディングを行い、新たに理美容家電「Re・De Hairdry」、睡眠革命をコンセプトにした「Re・De Ring」をリリースしました。急速な円安による生産コストや輸送コストの増加により、家電事業全体は厳しい環境に直面していますが、「Re・De」ブランドの製品はクラウドファンディングにおける順調な資金調達と堅調な販売を維持しており、各種メディアで取り上げられる機会も多く、ブランド認知度は確実に拡大していると考えております。

<今後の戦略と資金の使途>

こうした背景を踏まえ、当社は安定した企業運営と持続的な成長を実現するために、本資金調達を活用して以下の4つの戦略を実行いたします。

1. 生産資金の確保、新製品の投入、マーケティング、プロモーションの強化によるAV関連事業及び家電事業の売上最大化

当社は、過去数年間にわたる構造改革により、AV関連事業及び家電事業の収益構造を最適化し、上記のとおり年間約8.2億円のコスト削減を達成しました。この成果を基盤に、主力製品であるワイヤレステレビチューナー「XIT-AIR120CW」及び「LTE対応 SIMフリーホームルーター PIX-RT100」の安定供給と販売機会の最大化を目指しています。2025年度末までに、これらの製品の市場シェアを10%増加させることを目標としており、現在のシェアを基にした成長率をさらに強化します。さらに、今回の資金調達を通じて、生産ラインの拡充により供給力を強化し、2024年度内には新たな生産体制を整備します。これにより、2026年度末までに革新的な新製品を3つ以上市場に投入し、マーケティング・プロモーションの強化を進めることで、AV製品、家電製品市場におけるシェアを向上させる計画です。

これらの戦略的投資により、短期的な売上拡大だけでなく、持続可能な長期的成長を実現し、2027年度までには年間売上高を20%以上増加させ、営業利益率を15%以上に引き上げることを目指します。これにより、企業価値の向上と安定した収益を実現してまいります。

2. ウェルネス・ヘルスケア事業への新規展開

ウェルネス及びヘルスケア市場は、今後数年間で急速に成長することが予測されており、日本市場においても2025年には約37.6兆円、2030年には約46.6兆円に達する見通し^{*1}です。この市場拡大を背景に、当社はウェルネス及びヘルスケア分野への積極的な参入を進めております。

当社は、強みであるソフトウェアおよびハードウェア開発の技術力を活かし、今回調達した資金を新製品開発に投入します。新興ブランドとして、ウェアラブルIoTデバイス、特にスマートリングを中心に、スキンケア、ヘアケア、オーラルケアなど、健康維持や美容に貢献する製品群を新たに展開する計画です。

特にスマートリングにおいては、現時点ではまだ販売を開始してはいないものの、2026年度末までに国内市場でのシェア20%の達成を目指しており、複数の追加機能を持つ製品の投入と積極的なマーケティング活動を展開します。具体的には、環境センサーの追加、決済機能の追加、Web3.0への対応を行う等新製品の開発を行い、当該製品に対して積極的なマーケティング活動を行い売上、利益を拡大することを目指します。これにより、当社はスマートリング市場において確固たるポジションを築き、ユーザーに新しい体験価値を提供することを目指しています。

さらに、当社はオーガニックヘアケアプロダクト、オーガニックスキンケアプロダクトの企画、開発、販売を行うオーガニックプロダクト事業とロードバイクのようなプロダクト開発とソフトウェア開発を行うフィットネス事業への参入を検討しており、消費者のニーズに応えることを目指します。

A オーガニックプロダクト事業への参入

オーガニック製品市場は、消費者の健康志向と環境意識の高まりを背景に、急速な成長が見込まれています。例えば、オーガニックスキンケア市場は2024年に122億ドルの規模に達し、2028年には185億8,000万ドルに成長すると予測されており、年平均成長率(CAGR)は11.1%です

(出典: The Business Research Company、URL: <https://www.futuremarketinsights.com/reports/organic-skin-care-market>)。

また、オーガニックヘアケア市場も2024年に16億4,843万ドルの規模に達し、2030年には23億5,890万ドルに成長すると予測されており、年平均成長率(CAGR)は6.2%となっています(出典:

Reanin, URL: <https://www.reanin.com/research-reports/organic-hair-care-market>)。当社は、国内外での販路展開において、主にDtoC (Direct to Consumer) の戦略を採用しています。具体的には、EC (電子商取引) を中心とした販売をメインに行う予定です。これにより、流通コストを削減しつつ、顧客との直接的なコミュニケーションを通じて、ブランドの価値をより強固なものにしていきます。EC販売の強みを活かし、迅速かつ効率的に市場にアプローチできる点を強調し、国内外の消費者に幅広くリーチすることを目指しています。

このように、オーガニック市場は今後も高い成長を続けると期待されており、当社は、今回の資金調達を活用し、オーガニックヘアケアおよびスキンケア製品のラインアップを立ち上げる予定です。具体的には、新しい製品ラインの開発に向けた研究開発を推進し、2025年度末までに5つの新製品を市場に投入する予定です。また、これに伴い、製品のブランドマーケティングにも投資し、消費者認知度の向上を図ります。

さらに、SNSを活用したマーケティング戦略を強化します。具体的には、インフルエンサーとのコラボレーションや、ユーザー生成コンテンツを活用したキャンペーンを展開し、特に20代から40代の健康志向の高い消費者層にアプローチします。これにより、製品の認知度を高め、オンラインでの販売を促進します。

これらの施策により、全国規模での市場シェア拡大を図ります。このような取り組みを通じて、当社はオーガニックプロダクト市場における確固たる地位を築き、ブランド価値を一層高めることを目指します。

B フィットネス事業への参入とWeb3の融合

フィットネス市場、特にヴァーチャルフィットネス分野は、COVID-19パンデミックを契機に急成長を遂げています。グローバルヴァーチャルフィットネス市場は2024年に約65億ドルに達し、2030年には約90億ドルに成長すると予測されており、年平均成長率 (CAGR) は8.0%となっております (出典: MarketsandMarkets, 2024, URL: <https://www.marketsandmarkets.com/Market-Reports/virtual-fitness-market-102132180.html>)。

当社は、この成長市場において、IoT技術を活用して具体的なデータに基づくパーソナライズされたフィットネスサービスを展開します。具体的には、スマートリングやウェアラブルデバイスを通じて、ユーザーの運動量、心拍数、睡眠パターン、カロリー消費などのリアルタイムデータを収集・分析します。このデータを基に、ユーザーごとに最適化された運動プランや健康アドバイスを提供することで、個々のニーズに合わせたフィットネス体験の実現を目指します。

さらに、当社のサービスでは、ユーザーが達成したフィットネスゴールに応じてポイントやトークンを付与する「Health to Earn」プラットフォームを導入します。これにより、ユーザーは運動することで経済的なインセンティブを得られ、モチベーションを維持しやすくなります。この仕組みによって、単なる運動サポートに留まらない、ユーザーのライフスタイル全体をサポートする包括的なサービスを提供することを目指します。

具体的には、ユーザーの健康データを安全に管理しつつ、経済的な価値を生み出すエコシステムを構築することを目指しています。当社のスマートリングやウェアラブルデバイスを通じて収集される健康データ (例: 心拍数、睡眠パターン、運動量など) を、ブロックチェーン技術を活用してセキュアに保管します。この技術により、ユーザーは自分のデータに完全なコントロールを持つことができ、データの共有範囲や用途を自ら選択することが可能です。

このエコシステムでは、ユーザーが選択したデータを匿名化し、当社の提携する研究機関やパートナー企業に提供することで、その対価としてポイントやトークンが付与されます。これらのトークンは、当社のサービス内での製品購入に利用できるほか、提携する他のウェルネス関連サービスの利用にも充当できる仕組みを提供します。

さらに、ユーザーが運動目標を達成したり、継続的に健康管理を行った場合にも追加のトークンを獲得できる「Health to Earn」モデルを導入します。これにより、ユーザーは健康的なライフスタイルを維持しながら、経済的なメリットを得ることができ、より積極的に健康管理に取り組むインセンティブが生み出すような仕組みを構築することを目指します。

Web3技術とフィットネスサービスの融合を図り、ユーザーが日々の運動データや健康データを活用して報酬を得る「Health to Earn」モデルを構築し、運動をすることが単なる健康維持の手段に留まらず、経済的インセンティブを伴う行動となり、ユーザーのエンゲージメントを飛躍的に高めることを目指します。

C 革新的なIoTデバイスの展開とウェルネス市場への進出

当社は、IoT技術を駆使したウェアラブルデバイスの開発に注力しています。2024年にリリー

スした「Re・De Ring」は、睡眠の質を向上させる革新的な機能を搭載し、クラウドファンディングでも2,380万5,200円の調達を達成し、成功を収めました。この製品は、睡眠の質に関するデータを収集し、ユーザーに最適な改善策を提案することで、健康管理の新しいスタンダードを提供しています。今後も「Re・De Ring」に代表されるようなIoTデバイスやヘルスケアデバイスを開発し、それらから得られるデータをWeb3技術と連携させたサービスを展開していくことを目指します。具体的には、ユーザーが日々の健康データ（例：睡眠の質、心拍数、運動量など）をリアルタイムでモニタリングできるプラットフォームを提供します。このプラットフォームは、ユーザーのデータをブロックチェーン上で安全に管理し、ユーザー自身がデータをコントロールできるように設計されています。

ユーザーが運動目標を達成したり、日々の健康データを共有することで、ポイントやトークンを獲得できる「Health to Earn」モデルも導入し、ユーザーのモチベーションを高めます。

これにより、当社は単にデバイスを提供するだけでなく、ユーザーが継続的に健康を管理し、経済的なメリットを享受できる包括的なヘルスケアエコシステムを構築することを目指します。

また、今回調達する資金を新製品開発に充当することで、オーガニックプロダクトのラインナップを拡充し、ウェルネス・ヘルスケア分野での事業多角化を進めることを目指します。これにより、当社はウェルネス・ヘルスケア市場における強力なプレゼンスを確立することを目指します。

3. 「Re・De」ブランドのグローバル展開とクラウドファンディングの活用

「Re・De」ブランドは、その独自のデザインと高品質な製品で、国内外から高い評価を得ており、グローバル展開のポテンシャルを有していると考えております。今回調達する資金をマーケティング、プロモーション費用に充当し、中国、韓国、台湾、北米市場をターゲットに、ブランドのグローバル展開を加速させる計画です。現時点では、市場リサーチの段階ですが、今後、現地の販売代理店と戦略的に提携し、効果的なマーケティング活動を展開することで、「Re・De」ブランドの認知度を高めることを目指します。

さらに、今後は、各国及び北米市場向けでのクラウドファンディングの活用も視野に入れることで、新製品の早期市場投入を実現し、ユーザーのニーズに迅速に対応します。クラウドファンディングは、新製品のプロトタイプテストや市場反応を早期に把握するための有効な手段であり、リスクを最小限に抑えつつ、製品開発を進めることが可能と考えております。たとえば、北米市場向けには、クラウドファンディングを通じて新製品の試作品を提供し、消費者からのフィードバックを受けながら製品の改良を進めることを目指します。こうした取り組みにより、ターゲット市場を大幅に拡大し、国際競争力を強化してまいります。

4. Web3.0技術を用いた新規事業展開

当社は、Web3.0技術を活用した革新的なプロジェクト「Health(Watch) to Earn」を立ち上げます。このプロジェクトは、当社の成長戦略における重要な柱であり、ブロックチェーン技術を基盤とした新しいデジタル経済圏を創出することを目指しています。

Web3.0は、分散型のデータ管理やスマートコントラクトによるビジネスモデルの変革を可能にする新しいインターネットの形態です。当社の「Health(Watch) to Earn」プロジェクトの新規性は、ユーザーが自らのバイタルデータを所有し、それを通じて経済的な価値を直接得られる点にあります。これは、データの収益化が中央集権的なプラットフォームに依存している従来のモデルとは異なり、ユーザー自身がデータの管理者として報酬を得ることができる革新的なアプローチです。

さらに、当社はウェアラブルIoTデバイスやテレビ視聴データから得られるバイタルデータを活用し、ユーザーが日常の活動を通じて経済的なインセンティブを得ることができる新しい収益モデル「Watch to Earn」や「Health to Earn」を導入します。このモデルの革新性は、ユーザーの生活習慣や健康管理が直接的な経済的メリットと結びつく点にあります。たとえば、睡眠データを活用した「Health to Earn」では、良質な睡眠を取ることでユーザーが報酬を得ることができ、そのデータはブロックチェーン上で安全かつ透明性のある形で管理されます。

他社の健康管理アプリが提供するデータトラッキングや「Health to Earn」モデルが市場に存在する中で、当社のプロジェクトはこれらの先行モデルと異なり、AV家電事業で培った技術力とシナジーを活かし、実際に存在するIoTデバイスである「Re・De Ring」とWeb3技術を結びつけることで、ユーザーにリアルな体験を提供することを目指すことで、独自の価値を提供します。

「Re・De Ring」は、ユーザーの健康データを正確に収集し、そのデータをブロックチェーン技術によって安全に管理します。このデータを活用して、ユーザーが健康的な生活を送ることで経済的なメリットを享受できる「Health to Earn」プラットフォームを提供します。具体的には、スマートコントラクトを利用して、ユーザーのデータに基づいた自動的な報酬配分を実現し、これまで以上に透明性が高く、公正なシステムを構築することを目指します。

このアプローチにより、既存の「Health to Earn」アプリとは一線を画し、物理的なデバイスとデジタル技術を融合させることで、より深いユーザーエンゲージメントを促進します。また、当社のプロジェクトは、ユーザーの健康寿命の延伸や予防医療の推進、生産性向上といった社会的課題の解決にも寄与することを目指しています。これにより、単なるデータ収集や報酬提供を超えた、ユーザーの生活全体にポジティブな影響を与えるエコシステムを構築することを目指します。

一方、当社の「Watch to Earn」モデルは、若年層を中心に「テレビ離れ」が進んでいる現状に対する新たな解決策を提供できるものと考えております。このモデルでは、ユーザーが当社のテレビ関連製品を利用して視聴したコンテンツデータに基づき、仮想通貨やデジタル資産を獲得できる仕組みを構築します。視聴するだけで経済的なリターンを得られるため、ユーザーにとってテレビ視聴が再び魅力的な活動となることを目指しています。

当社の「Watch to Earn」モデルは、若年層を中心に「テレビ離れ」が進んでいると言われていますが、このトレンドに対する新たな解決策を提供できるものと考えております。このモデルでは、ユーザーが当社のテレビ関連製品を利用して視聴したコンテンツデータに基づき、仮想通貨やデジタル資産を獲得できる仕組みを構築します。視聴するだけで経済的なリターンを得ることができるため、ユーザーにとってテレビ視聴が再び魅力的な活動となるものと考えております。これにより、テレビ離れに歯止めをかけるとともに、コンテンツ提供者や広告主にとっても新たなマーケティングの機会を創出できます。具体的に、「コンテンツ提供者」とは、テレビ局や配信サービス、映像制作会社などの業者を指します。これにより、テレビ離れに歯止めをかけるとともに、これらのコンテンツ提供者や広告主に対して新たなマーケティングの機会を提供します。

「新たなマーケティングの機会の創出」としては、ユーザーの視聴データをコンテンツ提供者に提供することで、視聴者の嗜好や行動パターンをより詳細に分析できるようになります。これにより、コンテンツ提供者はターゲットを絞った広告やプロモーションを実施できるようになり、ユーザーに対してよりパーソナライズされた体験を提供することが可能となります。既存の視聴データ取得システムとの差別化として、当社のモデルでは、仮想通貨やデジタル資産の付与といった独自のインセンティブを導入しており、これによりユーザーの関与を高めることができます。また、こうした独自の価値提案により、当社が新規参入する余地があると考えております。

今回の新規事業構築に対する資金調達を通じて行われるWeb3.0技術を用いたこの新規事業展開は、当社の事業ポートフォリオに多様性を加え、競争力を強化する基盤となると確信しています。

当社は、プロジェクトのスケールを拡大するために、複数の関連事業者との提携を進めています。具体的には、ある大手ブロックチェーン技術提供企業（以下「A社」）およびデータ管理システム開発に特化した企業（以下「B社」）との提携を通じて、Web3.0技術の導入に必要なインフラ構築およびデータ管理システムの開発を進めています。契約の詳細については現在調整中です。

当社と提携事業者の役割分担としては、当社がプロジェクトの全体的な戦略設計およびプロダクト開発を担当し、A社がブロックチェーン技術のインフラ提供とシステム運用を担当、B社がデータの収集および管理システムの開発を主導します。また、プロジェクトのマーケティング戦略についても、提携事業者と協力して進めてまいります。

本新規事業の収益源としては、主に以下の3つを予定しています：

1. **アプリ月額費用：**ユーザーが当社のアプリを利用するための月額利用料を設定し、安定した収益基盤を構築します。
2. **アプリ内広告収入：**ユーザーの利用データに基づいたターゲティング広告をアプリ内に配置し、広告収入を得る予定です。
3. **データ利用料：**Web3.0技術を活用し、ユーザーの同意を得た上で、匿名化されたバイタルデータを関連する企業や研究機関に提供し、その対価としてデータ利用料を得る

ビジネスモデルを構築します。

これらの収益モデルを組み合わせることで、デジタル時代におけるリーダーシップを確立し、持続可能なビジネスモデルを構築することを目指します。これにより、企業価値の大幅な向上を目指してまいります。

これらの戦略に基づき、当社はAV関連事業、家電事業、ウェルネス・ヘルスケア事業の3本柱を中心に持続的な成長を追求します。これまで培ってきた技術開発の経験をもとにして、Web3.0技術の活用による新しいビジネスモデルの構築と、グローバル市場への積極的な展開を通じて、企業価値を大幅に向上させ、投資家の皆様にとって魅力的で長期的な価値を提供してまいります。但し、本事業展開において、プラットフォーム開発と初期市場投入前の検証結果が思わしくなかった場合、プロジェクトの中止を検討する可能性があります。

・技術的リスク：プロジェクトの進捗状況と技術的課題を継続的にモニタリングし、問題が発生した場合には早期に対応策を講じます。

・市場リスク：初期市場投入前のパイロットテストや市場調査を通じて、ユーザーの反応を評価し、必要に応じて事業計画の修正や改善を行います。

・プロジェクト中止の判断基準：技術的な実現性、ユーザーの需要、初期市場テスト結果が当初の期待を大きく下回る場合、追加のリスクを回避するためにプロジェクトの中止を検討します。

※1 日経クロストrend「新たな有望消費市場の1つ、「ウェルネス市場」の2040年を見通す」
(2022年3月10日公開)

なお、(i) 本資金調達により発行される本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される普通株式75,000,000株に係る議決権の数750,000個に、(ii) 2024年9月26日付で割当予定先が保有する当社普通株式128株に係る議決権の数1個を加えた議決権の数は750,001個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大73.55%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第55条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

EVO FUND (エボ ファンド)

c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay,
Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

本日付で割当予定先が保有する当社普通株式の数を基準とした場合、750,001個になります。

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数

750,000個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2024年7月31日時点の総議決権数269,665個を基準とした場合、1,019,665個になります。

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与える可能性があります。本資金調達が、当社の当面の必要資金を確保した上で、当社の成長にあたり必要な資金を賄うものであり、やむを得ないと判断してまいります。

(f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の意見

当社監査役全員は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与える可能性があります。本資金調達が、当社の当面の必要資金を確保した上で、当社の成長にあたり必要な資金を賄うものであり、やむを得ないと判断している旨の意見を口頭で表明してまいります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

当社は、資金調達の検討を進めるなかで、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法も検討してまいりました。当該検

討の過程で、下記「(4)他の資金調達方法」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3)本資金調達の特徴」に記載の「メリット」及び「デメリット」を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権及び本社債の発行による資金調達を採用することといたしました。本スキームの特徴として、本新株予約権の発行と並行して、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により、資本調達及び社債の償還を行う仕組みとなっております。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、2023年12月29日に実施した前回資金調達において第18回新株予約権及び第19回新株予約権を発行いたしました。第18回新株予約権については2024年5月27日付「第三者割当により発行された第18回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり2024年5月24日をもって行使が完了し約818百万円を調達することができました。一方で、第19回新株予約権については、市場での速やかな売却が可能である普通株式に転換できないB種種類株式を目的とするものであり、かつ、今後当社に喫緊の資金需要が生じた際に、追加的に資金を調達することを可能とするものであり、本日現在において、第19回新株予約権は行使されておらず、直近での行使の見込みもない旨伺っております。

前回資金調達を決議した2023年11月29日の当社取締役会においては、更なる、固定コストの削減、収益構造や事業構造の転換を目的として、①当社グループにおける人員削減合理化、②東京オフィスの移転及び③経費の削減（詳細については2023年11月29日付「構造改革の実施に関するお知らせ」をご参照ください。）の実施を決定し、その後①については2023年11月29日付「人員削減等の合理化に関するお知らせ」及び2024年5月15日付「特別損失の計上に関するお知らせ」、②については2024年8月14日付「特別損失の計上に関するお知らせ」、③については2023年11月29日付「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」及び2024年2月28日付「（開示事項の経過）資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」、更にいずれも2024年8月14日付「（開示事項の経過）構造改革の進捗状況に関するお知らせ」のとおり着実に進めてまいりました。

人件費削減額は約129百万円、東京オフィスの移転による経費削減額は約42百万円、減資による租税公課の削減効果は約50百万円を見込んでおり、固定費総額年間約221百万円の経費の削減効果を見込んでおりますが、当社業績回復、企業価値向上に向けた収益性の改善を目的とした事業の再構築の施策を実施中であり、現時点においては、合理的な業績予想の算定には不確定要素が多い状況であります。2024年9月期第3四半期の連結業績においても営業損失は△581百万円になるなど、未だ赤字を解消するには至っていないため、当社は日々の運転資金にも窮する状況となっております。

そのような中、当社の財務体質をさらに抜本的に立て直す手段として、従前より複数回にわたり無担保社債の引受を通じた資金提供を受け、かつ、前回資金調達の引受先でもあるEVO FUNDに対して本新株予約権及び本社債を発行する本スキームの提案を、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）から2024年6月下旬に受けました。その後、提案内容について当社内で検討を行い、EJSとスキームや行使価格、社債の金額についてやり取りを複数回重ね、諸条件について双方で合意しました。

なお、EVO FUNDに対するこれまでの社債の発行状況は以下のとおりです。第9回社債に関しては、発行後、第18回新株予約権の行使があったことから当該社債による調達資金を使用することはなく、手元資金として保有した後、2024年2月2日に全額償還しております。なお、第9回社債の発行に関しては、2023年11月29日付「第三者割当による第18回新株予約権及び第19回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約の締結、株式の併合、定款の一部変更並びに第16回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載しているとおり、発行時に速やかに開示すべきであったところ、当該開示を失念し、発行に係る開示を行っておりません。

| 社債回号 | 払込日 | 償還状況、満期 | 金額 | 利率 | 調達資金の充当状況 |
|------|------------|---------|--------|------|------------------------|
| 第1回 | 2022/12/28 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第2回 | 2023/2/15 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第3回 | 2023/3/16 | 償還済 | 200百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第4回 | 2023/6/23 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第5回 | 2023/7/25 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第6回 | 2023/9/14 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第7回 | 2023/10/18 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第8回 | 2023/11/20 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 全額充当済 |
| 第9回 | 2023/12/22 | 償還済 | 50百万円 | 1.0% | 手元資金として保有した後、全額を償還に充当済 |

また、本新株予約権、本社債の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

当社が割当予定先に対して行使期間を1年間とする本新株予約権 750,000 個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は75,000,000株です。また、本新株予約権の行使価額は20円で固定されています。

<本社債>

当社は、本新株予約権の発行と同時に割当予定先であるEVO FUNDに対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、以下「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額750,000,000円の本社債(本社債)を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、本新株予約権及び本社債を同時に発行することを決議いたしました。なお、第11回無担保普通社債につきましては、2024年9月26日付取締役会決議及び本臨時株主総会の決議に基づき、本新株予約権が発行されていることが払込の前提条件となっております。万一、本臨時株主総会において本新株予約権の発行に係る決議が否決された場合、第10回無担保普通社債については、当社の事業で得た資金を償還に充当する予定です。

本社債の概要

| | | |
|----|--------|---|
| 1. | 名称 | 株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債 |
| 2. | 社債の総額 | 株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債：金150,000,000円 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債：金600,000,000円 |
| 3. | 各社債の金額 | 株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債：金3,750,000円の1種 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債：金12,500,000円の1種 |

| | | |
|----|------|---|
| 4. | 払込期日 | 株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債：2024年10月8日 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債：2024年11月25日 |
| 5. | 償還期日 | 2025年5月17日 |
| 6. | 利率 | 年率0.0% |
| 7. | 発行価額 | 額面100円につき金100円 |
| 8. | 償還価額 | 額面100円につき金100円 |
| 9. | 償還方法 | <p>満期一括償還</p> <p>(1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(2) 2024年11月25日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の2週間前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。</p> <p>「基準金額」は20円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。</p> <p>(3) 当社は、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の2週間前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。</p> <p>(4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法27条の23第5項及び第6項に規定す</p> |

| | | |
|-----|-------|---|
| | | <p>るものを意味する。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還します。</p> <p>(7) 第 10 回社債に関し、当社は 2024 年 11 月 25 日に本新株予約権が発行されない場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還します。</p> <p>(8) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、本社債の金額(第 10 回社債が残存する間は 3,750,000 円、第 10 回社債が全て償還され第 11 回社債が残存する間は 12,500,000 円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債(第 10 回社債が残存する間は第 10 回社債をいい、第 10 回社債が全て償還され第 11 回社債が残存する間は第 11 回社債をいいます。)を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の 3 営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還します。なお、第 11 回社債との関係では、本項は第 10 回社債が全部償還されることを条件に効力が生じるものとします。</p> |
| 10. | 総額引受人 | EVO FUND |
| 11. | 資金使途 | ウェルネス事業への投資資金、新製品の生産資金、既存製品の生産資金 |

(3) 本資金調達の特徴

本新株予約権は調達資金の最大額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。また、以下のようなメリット及びデメリットがあります。当社としては、本社債の発行により即座に一定金額の資金調達が可能である上、行使価額や対象株式数が固定され将来的な市場株価の変動の影響を受けない安定した本新株予約権の発行により追加の資金調達も可能な建付けとなっており、特定の期間における資金調達額を当社がコントロールできないことや希薄化率の大きさを考慮しても、行使期間全体を通じてみると安定した資金調達を行うことができると考えており、本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、当社の財務体質をさらに抜本的に立て直し、既存ビジネスの強化と新規市場への積極的な展開を同時に実現し、持続的な成長と競争力の向上による企業価値の向上が当社株主様の利益に繋がるものと考え、以下に記載するデメリットを上回るメリットがあるものと判断いたしました。

[メリット]

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(行使価額は 20 円)されており、いわゆる MS ワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(75,000,000 株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 即座の資金調達

本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定額の資金をあらかじめ調達することができます。また、本社債の利率は 0.0%であり、利息の負担もありません。

- ③ 資金調達コストの削減
想定される資金調達時期の異なる本新株予約権と本社債の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。特に、本新株予約権は有利発行によるものであることから、その後の株価の大幅な下落も想定しうるところであり、前回資金調達と同様に十分な資金の調達を実現できるか、不透明な部分も残らざるを得ないと考えております。
- ② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ③ 既存株式の希薄化の発生
借入又は社債と異なり、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式75,000,000株により、希薄化率273.57%（議決権総数に対し278.12%）の既存株式の希薄化が生じることになります。
- ④ 不行使期間が存在しないこと
本スキームは、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

現在の当社の財務状況に鑑みると、現時点で当社の株式を第三者割当により引き受けていただける適切な投資家は存在しないと考えております。したがって、第三者割当増資は今回の資金調達方法としての選択肢とはなりません。

② 新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。

③ 新株予約権無償割当による増資

コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の当社の財務状況に鑑みると引受手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当については、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様が投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るお

それがあなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

④ 借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下しますし、現状の当社の財務状況に鑑みて、割当予定先以外の貸し手を見つけることは困難であると考えます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| | |
|-------------|----------------|
| ① 払込金額の総額 | 1,500,007,500円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 6,785,000円 |
| ③ 差引手取概算額 | 1,493,222,500円 |

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額7,500円と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額1,500,000,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、弁護士費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約1,493百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|---------------------|---------|------------------|
| ① 生産資金 | 250 | 2024年11月～2025年9月 |
| ② 新製品の開発費用 | 330 | 2024年11月～2025年7月 |
| ③ マーケティング、プロモーション費用 | 75 | 2024年11月～2025年6月 |
| ④ 新規事業構築 | 88 | 2024年11月～2025年9月 |
| ⑤ 無担保社債の償還(発行予定分) | 750 | 2024年12月～2025年4月 |
| 合計 | 1,493 | |

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

当社は、既存事業の強化と新規市場への進出を目指し、総額1,493百万円の資金調達を実施いたします。この資金は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した当社の今後の重要な戦略を達成するために活用し、持続的な成長と市場シェアの拡大を図ります。なお、当社は、割当予定先に対し、本日時点で未行使の第19回新株予約権を発行しておりますが、第19回新株予約権に係る資金使途は、当社の構造改革完了前に緊急の資金需要が生じた場合の運転資金です。上記のとおり、現在、当社の構造改革は終了し、今般成長資金にかかる資金調達が改めて必要となったこと、また、第19回新株予約権の目的である株式はB種種類株式であり、直ちに市場で売却できる株式ではないため、割当予定先が現時点で第19回新株予約権を行使する意向を有しないこと、生産資金の前払いが発生し、緊急の資金需要が生じた場合には依然として第19回新株予約権を行使して資金調達を行っていただくよう要請する可能性があるため、本新株予約権を発行し、資金調達を行うことといたしました。

1. 生産資金
当社は、現状の資金繰りを改善し、主力製品であるワイヤレステレビチューナー「XIT-AIR120CW」及び「LTE 対応 SIM フリーホームルーター PIX-RT100」の生産を安定的に行うため、2024 年 11 月から 2025 年 9 月にかけて 250 百万円をワイヤレステレビチューナー「XIT-AIR120CW」及び「LTE 対応 SIM フリーホームルーター PIX-RT100」等の製造費用に充当いたします。この資金により、当社製品の安定的な製造・供給を行うことで、AV 関連事業及び家電事業の既存ビジネスの売上最大化を図り、特に通信分野関連製品やワイヤレステレビチューナー製品に注力します。
2. 新製品の開発費用
新たな市場機会を捉え、当社は AV 関連事業におけるヘルスケア、ウェルネス関連製品、通信関連製品、ワイヤレステレビチューナー「XIT-AIR120CW」の後継機の金型費用として 1 製品あたり 50 百万円を予定しており、合算すると 150 百万円、家電事業における理美容関連 2 製品（1 製品あたり 50 百万円を予定）、非耐久消費財 1 製品（1 製品あたり 30 百万円を予定）、調理家電製品 1 製品（1 製品あたり 50 百万円を予定）の金型費用として 180 百万円を、それぞれ 2024 年 11 月から 2025 年 7 月にかけて充当します。これにより、ヘルスケア関連製品、通信関連製品、ウェルネス分野製品など、成長分野における新製品を迅速に市場投入し、競争力を強化します。
3. マーケティング・プロモーション費用
既存事業の市場シェア拡大を目指し、2024 年 11 月から 2025 年 6 月にかけてマーケティング及びプロモーション活動に 75 百万円を投資します。特に、SNS や Web 広告を活用した戦略的キャンペーンを展開し、国内外でのブランド認知度を向上させることを目指します。また、海外市場でのグローバル展開を促進するため、75 百万円のうちクラウドファンディングのための広告費及び実費として 15 百万円を計上し、国際的な資金調達活動と認知拡大を積極的に進めます。
4. 新規事業構築
当社は、2024 年 11 月から 2025 年 9 月にかけて 88 百万円を投資し、「Watch to Earn」と「Health to Earn」を含むプラットフォームのビジネス検討及び開発を進めます。内訳としては、ビジネス検討に 12 百万円、開発費用に 76 百万円を充てる予定です。ビジネス検討の費用には、市場調査、ユーザーニーズの分析、および要件定義の作成が含まれ、開発費用にはシステム設計、プログラミング、テストなどが含まれます。このプラットフォームは、データの匿名性を保証しつつ、ユーザーが提供するデータを活用した新しい収益モデルを当社にとって確立するものです。具体的には、ユーザーのバイタルデータや行動データを安全かつ匿名で管理し、これらのデータを基にしたインセンティブを提供することで、ユーザーが自らのデータを経済的価値に転換できる仕組みを構築します。この取り組みは、当社にとってこれまでにないビジネスモデルであり、データを用いたユーザーエンゲージメントの新たな形を探求するものです。
当社はこのプラットフォームを通じて、既存の市場における差別化を図りつつ、新たな収益源を確立し、デジタル経済における競争力を強化していくことを目指しています。
この取り組みは、Web3.0 技術を通じて、データの価値を最大限に引き出し、持続可能なビジネスモデルの構築を目指すものであり、テレビ離れや健康課題に対する新たな解決策を提供しつつ、当社がデジタル時代におけるリーダーシップを確立するための重要な一歩となると確信しております。
5. 無担保社債の償還（発行予定分）
当社は、今後 2024 年 10 月に償還期限を 2025 年 5 月とする 150 百万円の第 10 回社債、及び、2024 年 11 月に償還期限を 2025 年 5 月とする 600 百万円の第 11 回社債の発行をそれぞれ予定しており、本新株予約権の行使により調達した資金をその償還に充当する予定です。なお、当該社債を発行した際には速やかに開示いたします。
当社は、本社債による調達資金 7.5 億円を活用し、次世代の成長を支える重要な分野に戦略的な投資を行うことを決定いたしました。この投資は、持続可能な成長と市場での競争力強化を目指し、特にウェルネス事業に重点を置いています。

市場背景

1. オーガニックプロダクト市場

オーガニック製品市場は、消費者の健康志向や環境意識の高まりを背景に、急速な成長が見込まれています。以下に、主要な市場データを示します。

A オーガニック食品・飲料市場

2024年の市場規模：2,791億9,000万ドル

2028年の予測市場規模：4,897億5,000万ドル

予測CAGR：15.1%（2024-2028年）

（出典：The Business Research Company、

URL：<https://www.thebusinessresearchcompany.com/report/organic-food-global-market-report>）

B オーガニックヘアケア市場

2024年の市場規模：16億4,843万ドル

2030年の予測市場規模：23億5,890万ドル

予測CAGR：6.2%（2024-2030年）

（出典：Reanin、URL：<https://www.reanin.com/research-reports/organic-hair-care-market>）

C オーガニックスキンケア市場

2024年の市場規模：122億ドル

2028年の予測市場規模：185億8,000万ドル

予測CAGR：11.1%（2024-2028年）

（出典：The Business Research Company、URL：<https://www.futuremarketinsights.com/reports/organic-skin-care-market>）

D オーガニック化粧品・パーソナルケア市場

2024年の市場規模：416億5,000万ドル

2034年の予測市場規模：1032億3,000万ドル

予測CAGR：9.4%（2024-2034年）

（出典：Precedence Research、URL：<https://www.researchandmarkets.com/reports/organic-cosmetics-personal-care-market>）

主な成長要因として、健康・ウェルネス意識の高まり、天然成分への嗜好、持続可能な製品への需要増加、ミレニアル世代・Z世代の関心の高まり、そしてeコマースの普及が挙げられます。これらの市場は今後も着実に成長を続け、特にオーガニック食品・飲料市場の成長率が高くなると予測されています。消費者の健康志向や環境への配慮から、オーガニック製品への需要は引き続き拡大することが期待されています。

2. フィットネス市場

フィットネス市場、特にヴァーチャルフィットネス分野は、COVID-19パンデミックの影響で急成長しました。自宅でのトレーニングやオンラインクラスへのシフトにより、デジタルフィットネスプラットフォームやヴァーチャルジムの需要が急増しています。

「マーケットツアンドマーケットツ」によると、グローバルヴァーチャルフィットネス市場は、2024年に約65億ドルに達し、2030年には約90億ドルに成長する見込みで、CAGRが8.0%と予測されています（出典：MarketsandMarkets, 2024、<https://www.marketsandmarkets.com/Market-Reports/virtual-fitness-market-102132180.htm>）。

投資の方向性

当社は、本社債の発行により調達した資金をウェルネス事業に2.8億円を重点的に投資します。特に、以下の2つの主要な方向性に資金を配分し、事業展開を加速させます。

1. **オーガニックプロダクト事業に0.8億円**（充当予定時期：2024年10月～2025年4月）

自然派志向の消費者ニーズに応え、オーガニック製品市場において当社の存在感を強化します。この投資により、オーガニックヘアケアおよびスキンケア製品のラインアップを拡充し、ブランド価値をさらに高めることを目指します。具体的にはオーガニックヘアケア製品の3製品分の生産費用に充当します。

2. **フィットネス事業に2億円**（充当予定時期：2024年10月～2025年4月）

急成長するフィットネス市場、特にヴァーチャルフィットネス分野において、具体的に差別化されたサービスを提供します。当社のヴァーチャルフィットネスサービスでは、ユーザーがスマートリングやウェアラブルデバイスやスマートデバイスを使用して日々の運動データ（例：心拍数、カロリー消費、運動量など）を収集します。このデータは、ブロックチェーン技術を活用して安全に保管され、ユーザーが自分のデータを完全にコントロールできる仕組みを提供します。

さらに、このデータをもとに、ユーザーは運動目標を達成することでポイントやトークンを獲得できます。これらのトークンは、フィットネス関連の商品やサービスの購入に使用できるほか、提携する他のプラットフォームでの利用も可能です。加えて、スマートコントラクトを利用することで、ユーザーの運動データに基づいた自動的な報酬配分が可能となり、透明性と公平性を確保しています。

当社のフィットネスエコシステムは、ユーザーが健康的なライフスタイルを維持するためのインセンティブを提供し、経済的なメリットを享受できることを目指しています。これにより、フィットネス市場における新たな価値を創造し、ユーザーの健康促進とウェルビーイングの向上に貢献します。

投資計画の内訳

今回調達した2億円は、以下の項目に配分する計画です。各費用は、「Health to Earn」に関連しており、それぞれの項目に対応するように配分します。また、それぞれの数値根拠と支出時期についても以下に記載します。

1. ビジネスモデルの検討（要件定義）にかかる費用：
金額：0.1億円
内容：フィットネス市場の成長性や、ユーザーニーズの調査、技術要件定義を行うための費用です。外部コンサルタントの活用や、ユーザーニーズに基づいた初期段階の開発スコープ設定に充てます。
支出時期：2024年10月～2025年1月
関連プロジェクト：「Health to Earn」
2. フィットネスアプリ開発費用：
金額：0.7億円
内容：Health to Earnと連携したフィットネスエコシステムを構築するため、アプリケーション開発の設計からローンチまでに必要な費用と対応デバイスの開発費用です。
支出時期：2025年1月～2025年4月
関連プロジェクト：「Health to Earn」
3. ウェアラブルデバイスとの連携強化費用：
金額：0.2億円
内容：スマートリングやその他IoTデバイスとのシームレスなデータ連携を強化するため、センサー技術やAPI統合、デバイス互換性を向上させるための開発費用です。
支出時期：2025年3月～2025年4月
関連プロジェクト：「Health to Earn」
4. フィットネスデバイスの金型費用：
金額：1億円
内容：フィットネスデバイスの2製品の金型費用
支出時期：2024年10月～2025年4月
関連プロジェクト：「Health to Earn」

但し、本事業において、プラットフォーム開発と初期市場投入前の検証結果が思わしくなかった場合、プロジェクトの中止を検討する可能性があります。

・技術的リスク：プロジェクトの進捗状況と技術的課題を継続的にモニタリングし、問題が発生した場合には早期に対応策を講じます。

・市場リスク：初期市場投入前のパイロットテストや市場調査を通じて、ユーザーの反応を評価し、必要に応じて事業計画の修正や改善を行います。

・プロジェクト中止の判断基準：技術的な実現性、ユーザーの需要、初期市場テスト結果が当初の期待を大きく下回る場合、追加のリスクを回避するためにプロジェクトの中止を検討します。また、ビジネスモデルの検討（要件定義）において、本事業への各項目（1-4）への投資配分が変わる可能性があります。

残りの資金は、以下の分野に配分する予定です。

3. **新製品の生産資金に 1.44 億円**（充当予定時期：2024 年 10 月～2025 年 4 月）
調理家電の新製品の生産に投資し、競争力のある製品を迅速に市場に投入します。
4. **既存製品の生産に 3.26 億円**（充当予定時期：2024 年 10 月～2025 年 4 月）
既存製品である LTE 対応 USB ドングル「PIX-MT110」や USB 接続テレビチューナー「XIT-SQR100」等の安定供給を確保し、さらなる市場シェア拡大を目指します。この投資により、供給チェーンの強化と生産コストの最適化を図ります。

本資金調達により、当社は既存ビジネスの強化と新規市場への積極的な展開を同時に実現し、持続的な成長と競争力の向上を目指します。投資家の皆様にとって、この投資が長期的なリターンをもたらす機会となるものと考えております。

なお、前述のとおり、当社の資金繰りの状況から、現状、事業見直しなどの流動性が高い状況下となっておりますため、資金使途の変更を決定した場合には、直ちに開示を行います。

今回資金調達として、十分な資金が調達できなかった場合には各資金使途の緊急性に鑑み、随時資金を充当いたします。なお、2023 年 12 月 29 日に前回資金調達として第 18 回新株予約権及び第 19 回新株予約権を発行しました。第 18 回新株予約権の資金使途としては、①株式併合の費用、②無担保社債の償還（既発行分）、③無担保社債の償還（発行予定分）、④構造改革費用及び⑤生産費用の 5 つを、第 19 回新株予約権の資金使途としては、緊急時運転資金を、それぞれ想定していました。第 18 回新株予約権については 2024 年 5 月 27 日付「第三者割当により発行された第 18 回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり 2024 年 5 月 24 日をもって行使を完了し約 818 百万円を調達することができました。また、本日現在において、第 19 回新株予約権は行使されておりません。なお、第 19 回新株予約権と本新株予約権の発行目的は異なるものであることから、第 19 回新株予約権につきましては、現時点で取得及び消却を行う予定はございません。

第 18 回新株予約権の調達資金に係る充当状況

第 18 回新株予約権の調達資金につきましては、2024 年 9 月 19 日付「第 18 回新株予約権による調達資金の資金使途変更に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、以下の通り資金の使途を変更しております。

（当初予定していた資金の使途）

| 具体的な使途 | 当初調達予定額 (百万円) | 支出予定時期 |
|----------------------|------------------|-----------------|
| ①株式併合の費用 | 105 | 2024 年 1 月 |
| ②無担保社債の償還 (既発行分) | 150 | 2024 年 1 月～ 3 月 |
| ③無担保社債の償還 (発行予定分) | 100 | 2024 年 1 月～ 3 月 |
| ④構造改革費用 | 117 | 2024 年 3 月～ 5 月 |
| ⑤生産費用 | 342 | 2024 年 3 月～ 9 月 |
| 合計 | 814 | |

(変更の理由)

本新株予約権の発行により調達した資金の充当状況につきまして、①に対して105百万円、②に対して150百万円、③に対して50百万円、④に対して117百万円、⑤に対して342百万円を、それぞれ充当いたしました。

③で充当予定であった100百万円と実際に充当した50百万円の差額である50百万円は、本日現在、手元資金として保有しておりますが、2024年10月の運転資金に充当する旨を2024年8月14日に決定しております。

これにより、当初予定の資金使途より、下記のとおり、資金使途を変更いたしました。

(変更後の資金使途)

| 具体的な使途 | 当初調達予定額 (百万円) | 実際の調達額 (百万円) | 充当額 (百万円) | 支出予定時期 |
|----------------------|------------------|-----------------|--------------|------------|
| ①株式併合の費用 | 105 | 105 | 105 | 2024年1月 |
| ②無担保社債の償還 (既発行分) | 150 | 150 | 150 | 2024年1月～3月 |
| ③無担保社債の償還 (発行予定分) | 100 | 50 | 50 | 2024年1月～3月 |
| ④構造改革費用 | 117 | 117 | 117 | 2024年3月～5月 |
| ⑤生産費用 | 342 | 342 | 342 | 2024年3月～9月 |
| ⑥運転資金 | 0 | 50 | 0 | 2024年10月 |
| 合計(注) | 814 | 814 | 764 | |

(注) 第18回新株予約権の調達額約818百万円から発行諸費用を控除した差引手取額となります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりにより充当することで、当社の収益性を改善し、継続企業としての価値を向上させることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上に資するものであることから、かかる資金使途は合理的であると判断しました。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、2023年12月29日に実施した前回資金調達において第18回新株予約権及び第19回新株予約権を発行いたしました。第18回新株予約権については2024年5月27日付「第三者割当により発行された第18回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり2024年5月24日をもって行使が完了し約818百万円を調達することができました。しかしながら、当社業績回復、企業価値向上に向けた収益性の改善を目的とした事業の再構築の施策を実施中であり、世界的な半導体部品の提供不足、円安による原材料・物流コストの上場等による事業環境の悪化により、2024年9月期第3四半期の連結業績においても営業損失は△581百万円になるなど、未だ赤字を解消するには至っておりません。また、当社は日々の運転資金にも窮する状況となっております。

そのような中、前回資金調達をアレンジした EJS から、当社の財務体質を抜本的に立て直す手段として、従前より複数回にわたり無担保社債の引受を通じた資金提供を受け、かつ、前回資金調達の引受先でもある EVO FUND に対して本新株予約権及び本社債を発行する本スキームの提案を 2024 年 6 月頃に受け、割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、当面の運転資金の確保にとどまらず、当社株式の取引所における株価や出来高により実際に調達できる資金の額が大きく変動してしまうというこれまでの資金調達の欠点を修正し、本新株予約権については行使価額が 20 円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定されていることからあらかじめ定められた金額の資金を調達することのできる可能性が比較的高く、また、本社債により即座に資金を調達することのできる本資金調達により、強化された財務体質のもとで構造改革を完遂し当社の事業の発展のために資金を投じることができると判断したため、8 月、かかる提案を受け入れることとしました。

本スキームは、行使価額が 20 円に固定された本新株予約権と、本社債を組み合わせたものです。このうち本新株予約権の行使価額は現在の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら本新株予約権の行使価額が 20 円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由として割当予定先から伺った、割当予定先が当社の 2024 年 9 月期第 3 四半期決算短信において公表した 2024 年 6 月末時点における財務状況及び 2024 年 6 月以降の財務状況等の予想を踏まえて、総合的に検討した結果当社の財務状況及び本資金調達がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするためには、行使価額は 20 円が上限であるとの説明を受けております。20 円という価額については、現在の当社の財政状況及び直近数年間の業績の推移などを総合的に検討した結果、判断したものであるとのことです。そのような状況下で本資金調達と比較して当社の資金需要に応え、より良い条件を提示する先も探しましたが、時間的な制約もあり、当社の資金需要に応えるより良い他の割当予定先がいなかったため、本資金調達を行うこととしております。当社は EVO FUND を割当予定先とすることが唯一かつ最善の手段であり、かつ、当社の資金需要に応えていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに第 19 回新株予約権が行使されない見込みであり、かつ、成長資金にかかる資金調達が緊急に必要である状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達すること及び割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと判断しました。なお、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (4) 他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討いたしましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式の第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたりました。

本新株予約権の行使価額 20 円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日 (2024 年 9 月 25 日) における当社普通株式の終値 81 円に対して 75.3% (小数第 2 位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。) のディスカウント、同直前取引日までの直近 1 カ月間の当社普通株式の終値の平均値 81.67 円 (小数第 3 位以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。) に対して 75.5% のディスカウント、同直近 3 カ月間の当社普通株式の終値の平均値 85.27 円に対して 76.5% のディスカウント、同直近 6 カ月間の当社普通株式の終値の平均値 92.70 円に対して 78.4% のディスカウントであり、また、本新株予約権の発行価額 0.01 円 (普通株式 1 株あたり 0.0001 円) は、割当予定先に特に有利な金額に該当する可能性が高いものと判断しております。

割当予定先からは、現在の当社の状況を考慮すると、割当予定先が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の料率で発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたため受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

本臨時株主総会の決議に諮るに先立ち、本新株予約権について第三者評価機関からの評価書を取得することも検討いたしましたが、本新株予約権の第三者割当は、株主総会特別決

議を経た有利発行とする予定であり、評価書を取得したとしても、払込金額は評価金額と無関係に決定される予定です。当社の状況を踏まえると、当社の希望する規模の資金調達を速やかに行うためには、割当予定先から提案された払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れざるを得ないものと考えており、また、今回の新株予約権1個あたりの発行価額は0.01円と僅少であり、有利発行に該当することが明らかであると考えられることも踏まえますと、第三者機関の評価を取得することが、本新株予約権の有利発行決議に係る議案の是非の判断材料として既存株主の適切な意思決定に必ずしも繋がるものではないと考え、参考とすることのみを目的として、コストをかけて評価書を取得することは合理的でないと判断しました。このため、第三者評価機関からの評価書を取得することなく、本臨時株主総会にて、本資金調達の必要性及び相当性について既存株主の皆様には十分な説明を行ったうえで、既存株式の大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認を得て本新株予約権を発行することといたしました。

当社は現在、収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するため、大規模な資本増強が必要な状況にあります。割当予定先は、2019年4月に株式発行プログラム設定契約を締結して複数回にわたり株式を発行して以降、継続的に当社の資金調達を引き受けており、またこれまで当社は割当予定先以外にも複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって既存株主の皆様にご迷惑をお掛けすることを十分に認識し、全霊をもって当社の構造改革を完遂すべく、株主の皆様のご理解をお願いするものであります。

(2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される当社普通株式数 75,000,000 株は、2024年7月31日現在の当社発行済普通株式総数である 27,415,276 株（議決権数 269,665 個）に対して 273.57%（議決権総数に対し 278.12%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が 25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要があり、これ以外に手段がないと判断しております。

また、割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

| | |
|---------------------|---|
| (a) 名 称 | EVO FUND (エボ ファンド) |
| (b) 所 在 地 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands |
| (c) 設 立 根 拠 等 | ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社 |
| (d) 組 成 目 的 | 投資目的 |
| (e) 組 成 日 | 2006年12月 |
| (f) 出 資 の 総 額 | 払込資本金：1米ドル 純資産：約75.7百万米ドル |
| (g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 | 議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| ・ 出 資 者 の 概 要 | (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有) | |
| (h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム | |
| (i) 国内代理人の概要 | 名称 | EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 |
| | 所在地 | 東京都千代田区紀尾井町4番1号 |
| | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 ショーン・ローソン |
| | 事業内容 | 金融商品取引業 |
| | 資本金 | 9億9,405万8,875円 |
| (j) 上場会社と当該ファンドとの関係 | 当社と当該ファンドとの関係 | 割当予定先は、当社普通株式 128 株及び第 19 回新株予約権 40,000 個 (潜在株式数 B 種類株式 40,000 株) を保有しています (2024 年 9 月 25 日時点)。 |
| | 当社と当該ファンド代表者との関係 | 該当事項はありません。 |
| | 当社と国内代理人との関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2024年7月31日現在におけるものです。

当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階 代表取締役 高橋 新治）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2024年8月20日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、2019年4月に株式発行プログラム設定契約を締結して複数回にわたり株式を発行して以降、複数回にわたりEVO FUNDを割当先とした資金調達を行ってまいりました。また、直近では、前回資金調達として2023年12月29日にEVO FUNDを割当予定先として第18回新株予約権及び第19回新株予約権を発行いたしました。

上記のとおり、EVO FUNDから継続的に資金調達を実施してはいたしましたが、2024年6月下旬に前回資金調達をアレンジしたEJSから、当社の財務体質を抜本的に立て直す手段として本新株予約権及び本社債を発行する資金調達手段である本スキームの提案を受け、同時に割当予定先の提案を受けました。かかる割当予定先については、上述のとおり当社の過去の資金調達に関する複数の実績をもつことから妥当であると判断し、2024年6月下旬より本格的に検討を開始し、8月上旬に割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイ

マン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先である EVO FUND は、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、本買取契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2024 年 8 月 30 日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び本社債の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び本社債の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主であり、かつ当社役員である藤岡毅氏、当社株主である藤岡浩氏並びに株式会社エス・エス・ディ及び割当予定先は、第 18 回新株予約権及び第 19 回新株予約権発行に伴い貸株契約を締結済みですが、当該貸株契約の契約期間満了前に合意解除する予定であり、新たな貸株契約を締結する予定はございません。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

| 株主名 | 持株比率 (%) |
|--|----------|
| GMO クリック証券株式会社 | 1.79 |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社 三菱UFJ銀行) | 1.75 |
| 浅野 勉 | 1.17 |
| 楽天証券株式会社 | 1.14 |
| 砂川 亮 | 0.93 |
| 中澤 和光 | 0.90 |
| BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 バークレイズ証券株式会社) | 0.88 |
| 大原 洋子 | 0.86 |
| 日本証券金融株式会社 | 0.85 |
| 豊証券株式会社 | 0.76 |

(注) 1. 「持株比率」は、2024年7月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当面の運転資金の確保にとどまらず、当社の資金調達手段を抜本的に改善し、強化された財務体質のもとで構造改革を完遂し当社の事業の発展のために資金を投じることができると考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、既存株式の希薄化率が25%以上であることから、取引所の定める有価証券上場規程に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、2024年11月22日開催予定の本臨時株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様方の意思確認をさせていただくことといたします。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

| 決算期 | 2021年9月期 | 2022年9月期 | 2023年9月期 |
|-----------------|-----------|------------|------------|
| 売上高（千円） | 3,329,122 | 2,007,985 | 1,451,166 |
| 営業利益（千円） | △853,643 | △1,239,900 | △1,238,998 |
| 経常利益（千円） | △892,776 | △1,263,664 | △1,251,329 |
| 当期純利益（千円） | △937,291 | △1,331,924 | △1,413,569 |
| 1株あたり連結当期純利益（円） | △7.13 | △6.99 | △3.49 |
| 1株あたり配当金（円） | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 1株あたり連結純資産額（円） | 11.20 | 5.49 | 0.80 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年7月31日現在）

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 発行済株式数 | 普通株式 27,415,276 株 A種種類株式 81,880 株 | 100.00% — |
| 現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数 | — | — |
| 下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数 | — | — |
| 上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数 | — | — |

(注) 1. A種種類株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載していません。

2. A種種類株式は取得請求権が全て行使され、自己株式として保有しているため、上記の潜在株式数には記載していません。

3. 第19回新株予約権に係る潜在株式数B種種類株式40,000株につきましては、普通株式を対価とする取得請求権が付されていないため、記載していません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 2021年9月期 | 2022年9月期 | 2023年9月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 29 円 | 20 円 | 9 円 |
| 高 値 | 45 円 | 21 円 | 11 円 |
| 安 値 | 17 円 | 8 円 | 1 円 |
| 終 値 | 20 円 | 9 円 | 2 円 |

(注) 2023年12月29日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っております。

② 最近6か月間の状況

| | 2024年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----|-------------|-------|-------|------|-------|------|
| 始 値 | 126 円 | 106 円 | 90 円 | 91 円 | 89 円 | 85 円 |
| 高 値 | 130 円 | 128 円 | 100 円 | 93 円 | 100 円 | 87 円 |
| 安 値 | 104 円 | 84 円 | 88 円 | 88 円 | 51 円 | 74 円 |
| 終 値 | 106 円 | 90 円 | 90 円 | 88 円 | 86 円 | 81 円 |

(注) 2024年9月の状況につきましては、2024年9月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

| | |
|-----|------------|
| | 2024年9月25日 |
| 始 値 | 81 円 |
| 高 値 | 83 円 |
| 安 値 | 81 円 |
| 終 値 | 81 円 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

| | |
|---------------|---|
| 払 込 期 日 | 2022年4月4日 |
| 調 達 資 金 の 額 | 500,000,000 円 |
| 転 換 価 額 | <p>当初転換価額 15.8 円</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2022年4月5日に初回の修正がされ、以後5 VWAP 発表日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）を発表した日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本条項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、(a)初回の修正においては、2022年4月5日に、2022年3月29日（当日を含む。）から2022年4月4日（当日を含む。）までの期間内の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の93%に相当する金額の0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正され、(b)2回目以降の修正においては、直前に転換価額が修正された日（当日が VWAP 発表日である場合には当日を含み、VWAP 発表日でない場合には当日を含みません。）から起算して5 VWAP 発表日目目の日の翌取引日（取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ5連続 VWAP 発表日の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の93%に相当する金額の0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。なお、本新株予約権付社債の発行要項第12項(4)⑤の規定に基づく転換価額の調整の原因となる事由が発生した場合には、各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。</p> |
| 募集時における発行済株式数 | 171,701,046 株 |

| | |
|------------------------|---|
| 割 当 先 | EVO FUND |
| 当該募集による潜在株式数 | <p>当初潜在株式数：31,645,560株（新株予約権1個につき791,139株）</p> <p>(1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である15.8円で転換された場合における交付株式数です。</p> <p>(2) 上限転換価額はありません。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、58,823,520株（新株予約権1個につき1,470,588株）です。</p> |
| 現時点における転換状況（行使状況） | 43,985,434株 |
| 現時点における潜在株式数 | 0株 |
| 発行時における当初の資金使途（①と②の合計） | <p>1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産（765百万円）</p> <p>2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産（574百万円）</p> <p>3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（96百万円）</p> <p>4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用（287百万円）</p> <p>5 (AV関連事業) AI関連サービス開発（190百万円）</p> |
| 発行時における支出予定時期 | 2022年4月～2023年9月 |
| 現時点における充当状況（①と②の合計） | <p>1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産（216百万円）</p> <p>2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産（243百万円）</p> <p>3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（80百万円）</p> <p>4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用（150百万円）</p> <p>5 (AV関連事業) AI関連サービス開発（0百万円）</p> |

(注) 1. 「①第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「②第三者割当による第12回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。

2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

② 第三者割当による第12回新株予約権の発行

| | |
|----------|-----------|
| 割 当 日 | 2022年4月4日 |
| 発行新株予約権数 | 900,000個 |

| | |
|--------------------------|---|
| 発行価額 | 総額1,800,000円（新株予約権1個あたり2円） |
| 発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額） | 1,423,800,000円 |
| 割当先 | EVO FUND |
| 募集時における発行済株式数 | 171,701,046株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 90,000,000株 |
| 現時点における行使状況 | 22,100,000株 |
| 現時点における調達した資金の額（差引手取概算額） | 187,367,604円 ※197,520,000円－発行諸費用実費（10,152,396円） |
| 発行時における当初の資金使途（①と②の合計） | 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（765百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（574百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（96百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（287百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（190百万円） |
| 発行時における支出予定時期 | 2022年4月～2023年9月 |
| 現時点における充当状況（①と②の合計） | 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（216百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（243百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（80百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（150百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（0百万円） |

（注）1. 「①第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「②第三者割当による第12回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。

2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。
3. 第12回新株予約権 679,000 個 (67,900,000 株) については、2022 年 10 月 14 日付の「第12回新株予約権 (行使価額修正条項付) の取得及び消却、第三者割当による第4回新株予約権付社債 (転換価額修正条項付) 及び第15回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行並びに新株予約権付社債及び新株予約権の買取契約 (第15回新株予約権につきコミット・イシュー※) の締結に関するお知らせ」のとおり 2022 年 10 月 28 日に全て消却済です。

③ 第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

| | |
|-------------|---|
| 払 込 期 日 | 2022 年 10 月 31 日 |
| 調 達 資 金 の 額 | 250,000,000 円 |
| 転 換 価 額 | <p>当初転換価額 9.3 円</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2022 年 11 月 1 日に初回の修正がされ、以後 5 VWAP 発表日 (株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」といいます。)) が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格 (以下「VWAP」といいます。) を発表した日をいいます。以下同じ。) が経過する毎に修正されます。本条項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、(a) 初回の修正においては、2022 年 11 月 1 日に、2022 年 10 月 25 日 (当日を含む。) から 2022 年 10 月 31 日 (当日を含む。) までの期間内の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正され、(b) 2 回目以降の修正においては、直前に転換価額が修正された日 (当日が VWAP 発表日である場合には当日を含み、VWAP 発表日でない場合には当日を含みません。) から起算して 5 VWAP 発表日目の日の翌取引日 (取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。) (以下「修正日」といいます。) に、修正日に先立つ 5 連続 VWAP 発表日の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。なお、本新株予約権付社債の発行要項第 12 項(4)⑤の規定に基づく転換価額の調整の原因となる事由が発生した場合には、各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | 換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。 |
| 募集時における発行済株式数 | 237,786,480株 |
| 割当先 | EVO FUND |
| 当該募集による潜在株式数 | 当初潜在株式数：26,881,720株（新株予約権1個につき672,043株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である9.3円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、50,000,000株（新株予約権1個につき1,250,000株）です。 |
| 現時点における転換状況（行使状況） | 額面：250,000,000円（39,241,178株） |
| 現時点における潜在株式数 | 0株 |
| 発行時における当初の資金使途（③と④の合計） | 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（404百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（303百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（51百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（152百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（78百万円） |
| 発行時における支出予定時期 | 2022年10月～2023年9月 |
| 現時点における充当状況 | 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（101百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（100百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（0百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（49百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（0百万円） |

- (注) 1. 「③第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「④第三者割当による第15回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

④ 第三者割当による第15回新株予約権の発行

| | |
|---|--|
| 割 当 日 | 2022年10月31日 |
| 発 行 新 株 予 約 権 数 | 806,451個 |
| 発 行 価 額 | 総額645,161円（新株予約権1個あたり0.8円） |
| 発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ） | 750,644,591円 |
| 割 当 先 | EVO FUND |
| 募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数 | 237,786,480株 |
| 当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数 | 80,645,100株 |
| 現 時 点 に お け る 行 使 状 況 | 0株 |
| 現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ） | 新株予約権が行使されなかったため、調達はできておりません。 |
| 発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 （ ③ と ④ の 合 計 ） | <ol style="list-style-type: none"> 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（404百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（303百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（51百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（152百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（78百万円） |
| 発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期 | 2022年10月～2023年9月 |
| 現 時 点 に お け る 充 当 状 況 | <ol style="list-style-type: none"> 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（0百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（0百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（0百万円） |

| | |
|--|-------------------------------------|
| | 4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (0百万円) |
| | 5 (AV関連事業) AI関連サービス開発 (0百万円) |

(注) 1. 「③第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「④第三者割当による第15回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。

2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

3. 第15回新株予約権 806,451個 (80,645,100株) については、2023年1月18日付の「第三者割当による第16回新株予約権及び第17回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約の締結並びに第15回新株予約権 (行使価額修正条項付) の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり2023年2月17日に全て消却済です。

⑤ 第三者割当による第16回新株予約権の発行

| | |
|---|--|
| 割 当 日 | 2023年2月17日 |
| 発 行 新 株 予 約 権 数 | 第16回新株予約権 : 2,850,000個 |
| 発 行 価 額 | 総額28,500円 (新株予約権1個あたり0.01円) |
| 発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額) | 556,778,500円 |
| 割 当 先 | EVO FUND |
| 募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数 | 252,586,722株 |
| 当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数 | 285,000,000株 |
| 現 時 点 に お け る 行 使 状 況 | 32,500,000株 |
| 現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額) | 56,597,491円 (65,003,250円-8,405,759円 (発行諸費用按分考慮済)) |
| 発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 (⑤ と ⑥ の 合 計) | 1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (280百万円) 2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (340百万円) 3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円) |

| | |
|--------------------------------|--|
| | 4 運転資金 (255百万円) |
| 発行時における 支出予定時期 | 1 2023年2月～2023年8月 2 2023年2月～2023年9月 3 2023年2月～2023年9月 4 2023年2月～2025年2月 |
| 現時点における 充 当 状 況 (⑤と⑥の合計) | 1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (180百万円) 2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (118百万円) 3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円) 4 運転資金 (80百万円) |

(注) 第16回新株予約権 2,525,000 個 (252,500,000 株) については、2023年11月29日付の「第三者割当による第18回新株予約権及び第19回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約の締結、株式の併合、定款の一部変更並びに第16回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、2023年12月21日に全て消却済です。

⑥ 第三者割当による第17回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|---|
| 割 当 日 | 2023年2月17日 |
| 発行新株予約権数 | 第17回新株予約権：3,850,000個 |
| 発行価額 | 総額38,500円 (新株予約権1個あたり0.01円) |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 371,788,500円 |
| 割 当 先 | EVO FUND |
| 募集時における 発行済株式数 | 252,586,722株 |
| 当該募集による 潜在株式数 | 385,000,000株 |
| 現時点における 行使状況 | 385,000,000株 (残新株予約権数0個) |
| 現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額) | 374,873,579円 (385,038,500円-10,164,921円) |
| 発行時における 当初の資金用途 | 1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (280百万円) |

| | |
|---|--|
| (⑤ と ⑥ の 合 計) | 2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (340百万円) 3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円) 4 運転資金 (255百万円) |
| 発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期 | 1 2023年2月～2023年8月 2 2023年2月～2023年9月 3 2023年2月～2023年9月 4 2023年2月～2025年2月 |
| 現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (⑤ と ⑥ の 合 計) | 1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (180百万円) 2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (118百万円) 3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円) 4 運転資金 (80百万円) |

⑦ 第三者割当による第18回新株予約権の発行

| | |
|---|--|
| 割 当 日 | 2023年12月29日 |
| 発 行 新 株 予 約 権 数 | 第18回新株予約権：81,880個 |
| 発 行 価 額 | 総額81,880円 (新株予約権1個あたり1円) |
| 発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額) | 818,881,880円 |
| 割 当 先 | EVO FUND |
| 募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数 | 694,527,658株 |
| 当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数 | A種種類株式81,880株 |
| 現 時 点 に お け る 行 使 状 況 | 81,880個 (残新株予約権数0個) |
| 現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額) | 818,881,880円 |
| 発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 | 1 株式併合の費用 (105百万円) 2 無担保社債の償還 (既発行分) (150百万円) |

| | |
|--------------------|---|
| | 3 無担保社債の償還（発行予定分）（100百万円） 4 構造改革費用（117百万円） 5 生産費用（342百万円） |
| 発行時における 支出予定時期 | 1 2024年1月 2 2024年1月～2024年3月 3 2024年1月～2024年3月 4 2024年3月～2024年5月 5 2024年3月～2024年9月 |
| 現時点における 充 当 状 況 | 1 株式併合の費用（105百万円） 2 無担保社債の償還（既発行分）（150百万円） 3 無担保社債の償還（発行予定分）（50百万円） 4 構造改革費用（117百万円） 5 生産費用（342百万円） |

(注) 無担保社債の償還（発行予定分）に充当予定であった100百万円と実際に充当した50百万円の差額である50百万円は、2024年10月の運転資金に充当する予定です。

⑧ 第三者割当による第19回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|------------------------------|
| 割 当 日 | 2023年12月29日 |
| 発行新株予約権数 | 第19回新株予約権：40,000個 |
| 発行価額 | 総額40,000円（新株予約権1個あたり1円） |
| 発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額） | 400,040,000円 |
| 割 当 先 | EVO FUND |
| 募集時における 発行済株式数 | 694,527,658株 |
| 当該募集による 潜在株式数 | B種種類株式40,000株 |
| 現時点における 行使状況 | 0個（残新株予約権数40,000個） |
| 現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額） | 0円 |
| 発行時における 当初の資金使途 | 1 緊急時運転資金（第19回新株予約権）（400百万円） |

| | |
|--------------------|-------------------|
| 発行時における 支出予定時期 | 1 2024年6月～2024年9月 |
| 現時点における 充 当 状 況 | 未充当 |

II. 定款の一部変更

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2024年11月22日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社の定款第6条に定める発行可能株式総数は、2,778万1,104株であり、2024年7月31日現在の当社発行済株式総数は、2,749万7,156株となっております。上記I.「第三者割当による第20回新株予約権の発行」に記載の第20回新株予約権の発行による増資、並びに調達した資金を用いた既存ビジネスの強化と新規市場への積極的な展開の同時実現により、持続的な成長と競争力の向上を目指すべく、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>27,781,104株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>27,659,224株</u> 、A種種類株式の発行可能種類株式総数は81,880株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>109,988,624株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>109,866,744株</u> 、A種種類株式の発行可能種類株式総数は81,880株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。 |

3. 日程

| | |
|-----------------------|------------------------|
| 定款変更のための臨時株主総会 | : 2024年11月22日 (金) (予定) |
| 定款変更のための普通株主による種類株主総会 | : 2024年11月22日 (金) (予定) |
| 定款変更の効力発生日 | : 2024年11月22日 (金) (予定) |

株式会社ピクセラ
第 20 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第 20 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 7,500 円(本新株予約権 1 個当たり 0.01 円)
3. 申込期日 2024 年 11 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 2024 年 11 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。
EVO FUND750,000 個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 75,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 750,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.01 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、20 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合及び当社の株式報酬制度に基づき報酬として交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同様。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社

普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2024年11月26日(当日を含む。)から2025年11月25日(当日を含む。)までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

該当事項なし。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 本項の規定に基づき、本新株予約権の行使請求が行われた場合、当社は、本新株予約権者に対し、本新株予約権に係る買取契約及び本発行要項に基づき本新株予約権者の本新株予約権の行使請求が可能である場合には、本新株予約権の行使を拒否することができない。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

19. 払込取扱場所 株式会社三菱 UFJ 銀行 堺支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。